

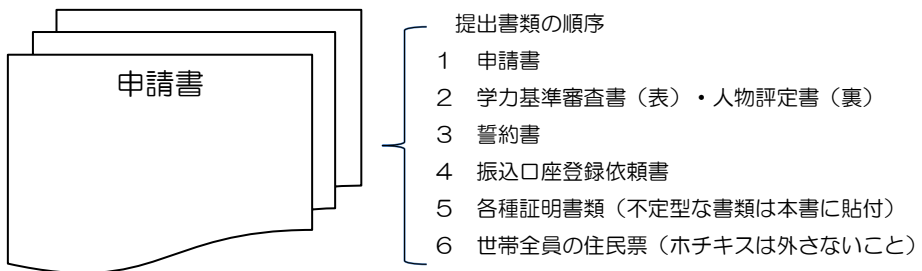
新規貸付申請に必要な書類一覧・チェックポイント

(チェックポイントは、例年、誤りや記載漏れが多い箇所です。提出前に再度チェックをお願いします。)

【下表で「*」の記号は、学校用の項目を示しています。】

書類の貼り付け箇所(源泉徴収票、健康保険証、学生証など紛失しやすい小書類を貼り付けてください。)

項目	説明及び留意事項	チェック	
		本人	学校
1 共通			
(1)	全書類とも年月日を記入。		
(2)	鉛筆・フリクションペンでの記入は不可。		
(3)	本人・保証人欄はそれぞれ自署。		
(4) *	職印押印漏れがないか。(貸付申請書裏面、奨学生学力基準等審査書)		
2 奨学資金貸付申請書			
(1)	「保証人」は、保護者又はこれに準ずる方。(生活保護を受けている方は、保証人になれないので注意。)		
(2)	同一生計の「保護者又はこれに準ずる方」以外の方を保証人とした場合は、その方の住民票と収入証明書類の添付が必要。		
(3)	「学習に対する意欲」は、必ず生徒本人が記入すること。		
(4)	「親権者」欄の記入漏れに注意。一般的には「親権者」＝「保証人(父母等)」。		
(5) *	校長証明欄、「自宅通学者・自宅外通学者」の記入漏れがないか。		
3 奨学生学力基準等審査書(表面)・人物評定書(裏面)			
(1) *	学力「特例」…「学習の成績(5段階評価)の評定平均値」欄に平均値を記入し、「学校長の所見」欄に所見(事務の手引 18ページ例2 の文面)を記入。		
(2) *	特別支援学校等在籍者・長期欠席者等の学習成績…「学校長の所見」欄に普段の学習状況等を記入。		
4 誓約書			
(1)	「貸付月額」は、別紙「奨学生申し込みの手引」に記載している貸付金額。 「貸付の始期」は、「在学」で申請する場合は「令和5年4月」から。「家計急変(緊急)」で申請する場合は、学校に確認。		
(2)	「保証人」が、貸付申請書の保証人と同一人であること。		
(3)	「親権者」の記入漏れがないか。		
(4)	本人、保証人の押印漏れがないか。本人と保証人は別の印鑑を押すこと。		
5 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書			
(1)	生徒本人名義の口座であること。(保護者等の口座は不可。)		
(2)	通帳の表紙(開かない)の写しを貼ること。「貯蓄(積立)預金」及び「定期預金」は不可。 (通帳の表紙に「貯蓄(積立)預金」等の記載があるので、確認すること。) (「ゆうちょ銀行」の場合は、口座登録依頼書の貼り付け部分の注意書きを参照のこと。) (「ゆうちょ銀行」は、償還のための口座には使用できないので注意のこと。)		
6 添付書類(下記(1),(2),(3)の各証明書が必要)			
(1)	世帯全員の住民票(続柄、本籍記載のあるもの。) ・生計を一にしている方が住民票に記載されていない場合は、(2)により住民票の提出に代える ・独立別居している兄弟姉妹及び祖父母については不要。		
(2)	世帯人員確認のための証明書 (下記ア、イ、ウのいずれか。) (世帯人員は、原則として父母又はこれに代わる人の健康保険・税法上の扶養親族。) ア 家族全員の「健康保険証」の写し。(生活保護家庭は、世帯構成員の記載がある「受給証」の写し。) イ 「源泉徴収票」の写し。(扶養親族の名前が記されているもの。) ウ 「確定申告書の第2表」の写し。(扶養親族の名前が記されているもの。)		
(3)	収入の証明書 (令和4年1月から令和4年12月までの収入) ① 給与・賃金等所得の人 ・「給与所得者の源泉徴収票」の写し。 ・「源泉徴収票」が発行されない人、年途中で就職、転職した人は、勤務先の給与支払証明書(申請時前3ヶ月分で毎月ごとに記載されたもの)又は給与明細書の写し。 ・今回の申請時において失業給付金受給中(受給予定を含む。)の場合は、受給額(見込額を含む。)がわかる書類の写し。 ② 年金・恩給を受けている人 ・「源泉徴収票」又は最近の「振込通知書」の写し。		

項目	説明及び留意事項	チェック	
		本人	学校
(3)	収入の証明書 （令和4年1月から令和4年12月までの収入） ③ 自営業・保険外交員・自由業等で利子・配当・家賃・地代・内職等収入の人 アかイのいずれかを提出してください。 ア 最近の「所得税の確定申告書（控）」の写し（税務署等の受付印のあるもの） イ 最近の「市町村民税・県民税申告書」の写し（区役所等の受付印のあるもの） ただし、ア、イに受付印のない場合は、市町村等発行の「所得証明書」を併せて提出してください。 ④ 生活保護を受けている人 ・最新の「生活保護決定（改定）通知書」の写し。 ⑤ 児童扶養手当を受給している人 ・「児童扶養手当証」の写し。（令和4年分の手当額がわかる部分も必要。） （現況手続き中で手当証がない場合は、最新の手当が振り込まれた通帳の写し。） ⑥ 申請時失業している人 ・「雇用保険受給資格者証」の写し（受給期間、受給日数、日額等の記載のあるもの）と市町村等発行の「所得証明書」の2つを提出。 ⑦ 上記以外（養育費も含む）の所得を得ている人 ・その所得に関する証明書又は明細書と、市町村発行の「所得証明書」の2つを提出。		
7 「家計急変(緊急)」申請者の追加添付書類（上記6の添付資料の他に下記書類も必要） （「在学奨学生」で申し込みする方は、不要です。）			
(1)	家計急変の事由発生が確認できる書類の写し ・罹災証明書、離職証明書、雇用保険受給資格者証、戸籍謄本 など。		
8 控除を受けるための証明書類（上記2～7のほか、該当する場合提出）			
(1)	就学者控除（高校、短大、大学、専修学校専門課程等の在学者。） （予備校を含む各種学校、専修学校の一般課程、放送大学の科目・選択履修生は除く。） ・「学生証」の写しか「在学証明書」を提出。（申請者本人、小学生、中学生は不要。） ※ この控除の証明書は、該当する場合は、忘れず提出すること。		
(2)	母子・父子家庭 ・住民票等で確認できる場合は不要。		
(3)	障害のある人のいる世帯 ・「身体障害者手帳」等の写し。「介護保険証（認定が3以上の場合に限る。）」の写し等。		
(4)	主たる家計支持者が別居（単身赴任）している世帯 ・別居のために特別支出する家賃、光熱水費、家具、家事用具代等の領収書の写し。 （申請時前3ヶ月分程度。年額推計します。71万円限度。）		
(5)	長期に（6ヶ月以上継続して）療養を必要とする人のいる世帯 ・療養のため支出する経費の領収書の写し。（申請時前3ヶ月分程度。年額推計します。） （高額療養費支給額を除いて計算してください。）		
(6)	火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯（令和2年以降） ・「被災証明書」と「被災額（概算額）証明書」 ・雑損控除を受けた場合は、「確定申告書」の写し。		
9 申請書等を学校へ提出するとき			
(1)	各書類をクリップ等で留め、まとめて提出してください。		
(2)	「源泉徴収票」や「学生証」写しなどの小さく不定型なものは、欠落しないように本書にのり付けしてください。		
			

※証明書が不要となっている場合でも、事情により証明書の添付を求める場合があります。